

令和4年 第1回

士幌町議会定例会議案

令和4年3月4日

議案第 1 号	令和 3 年度土幌町一般会計補正予算（第 1 0 号）
議案第 2 号	令和 3 年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 号	令和 3 年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 号	令和 3 年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号	令和 3 年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号	令和 3 年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号	公平委員会委員の選任について
議案第 8 号	土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第11号	土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号	土幌町消防団条例の一部を改正する条例案
議案第13号	令和 4 年度土幌町一般会計予算
議案第14号	令和 4 年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第15号	令和 4 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第16号	令和 4 年度土幌町介護保険事業特別会計予算
議案第17号	令和 4 年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第18号	令和 4 年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第19号	令和 4 年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第20号	令和 4 年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日

土幌町議会議長 秋間 紘一 様

土幌町長職務代理者
土幌町総務企画課長 亀野 倫生

議案第 7 号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名	小 坂 美 幸
生年月日	●●●●●●●●●●

説 明

公平委員会委員の任期満了により、議会の同意を求めるものである。

議案第 8 号

士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例

士幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 2 項」に改める。

第15条第 2 号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に、「（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項」を「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、条例を改正するものである。

議案第 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 19 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 23 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 24 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 10 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第14条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第14条第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第16条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）

以外の職員 127.5 分の 15

（2） 再任用職員 72.5 分の 10

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末手当について改定するため、条例を改正するものである。

議案第 11 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の士幌町長等の給与等に関する条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、222.5 分の 15 を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

説 明

一般職の職員の期末手当の支給率引き下げを考慮し、士幌町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第12号

士幌町消防団条例の一部を改正する条例案

士幌町消防団条例の一部を改正する条例

士幌町消防団条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第3条の2 団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。

3 機能別消防団員は、特定の活動に従事する団員とする。

第4条中「推せん」を「推薦」に、「その他の団員」を「団長以外の基本消防団員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、団長が町長の承認を得て任命する。

（1）前項各号に該当する者

（2）団員として必要な知識経験を有すると団長が認める者

第5条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 長期間消防団活動に従事することができない基本消防団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をし、又は任命権者が休団をさせることができる。

2 基本消防団員が自ら休団をしようとするとき又は休団中の基本消防団員が自ら復団しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団中の基本消防団員が復団したときの階級は、休団をした日に当該基本消防団員が属していた階級とする。

4 休団中の基本消防団員については、第13条の規定は適用しない。

5 休団中の基本消防団員に対しては、その休団の期間中、第11条に規定する報酬は支給しない。この場合において、年の中途において休団し、又は復団した基本消防団員に対する別表第1に定める報酬は、月割計算で支給する。

第8条第2項第1号中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、休団中の基本消防団員が該当するに至ったときは、この限りでない。

第11条及び第12条を次のように改める。

（報酬）

第11条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別消防団員には、年額報酬を支給しない。

2 年額報酬は、別表第1に定める額とする。

3 出動報酬は、別表第2に定める額とする。

（費用弁償）

第12条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、費用弁償を支給する。

2 団員が前項以外の公務のため旅行するときは、町長の承認を得て団長が命じ、費用弁償を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）に規定する旅費を費用弁償として支給する。

第13条第1項中「水火災又はその他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、機能別消防団員は、特定の任務に限り出動する。

第15条に次の1項を加える。

2 機能別消防団員は、前項の訓練には参加しないものとする。ただし、団長の命により要請があった場合は、この限りでない。

別表第1中「31,000円」を「36,500円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

区分	支給単位	金額	摘要
災害出動	1日	8,000円	
警戒、訓練及びその他の出動	1日	5,000円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に従事した公務に係る報酬及び費用弁償の支給については、この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説 明

総務省消防庁通知（令和３年消防地第171号）により、消防団員の処遇改善のため、条例を改正するものである。

議案第13号

令和4年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第14号

令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第15号

令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第16号

令和4年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第17号

令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第18号

令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第19号

令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第20号

令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。